

おひとりさま・おふたりさまの 相続・終活相談

編著 菊間 千乃
(弁護士)



Q&Aでわかりやすく解説!!

誰が相続人になるの？

遺言書で気をつけた方がいいことは？

遺品の整理はどうしたらいい？

先延ばしにしてきた問題を考えてみませんか？

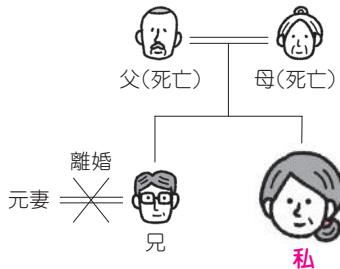
新日本法規



8 おひとりさま・おふたりさまの相続人になる人が気を付けておきたいことはどんなこと？

Q

私は二人兄弟で兄がいます。兄はバツイチですが子供もおらず、再婚もしていないので、将来的には私が相続人になると思います。どんなことに気を付けたらよいでしょうか？



A

お兄さんに、認知した子供がいないか等、あなたの他に相続人がいないか、また相続財産の取扱い等についても、希望を聞いておくとよいのではないでしょうか。

◆法定相続人

ご質問のように、現在お兄さんが独身で、お兄さんが亡くなった時にご両親が既に他界していれば、法定相続人は妹であるあなただけになります。もっとも、あなたの知らないところでお兄さんが認知している子供がいる可能性も考えられます。その場合は、お兄さんの全財産は当該子供が相続することとなりますので、可能であれば、生前お兄さんにその旨の確認をしておいた方がよいでしょう。難しければ、お兄さんが亡くなった後に、戸籍を取得して確認しましょう。仮に認知した子供がいればその旨の記載があります。

◆相続財産

生前に、お兄さんに相続財産の整理をお願いしておくことも、後々の相

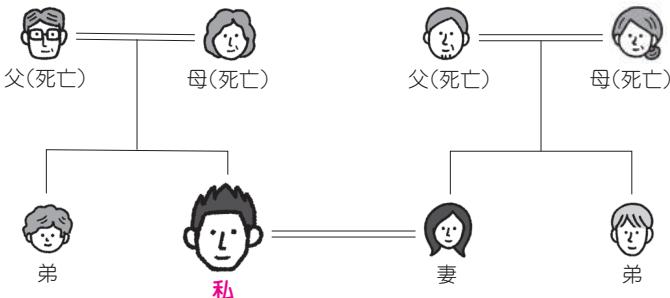
続手続を円滑に進めるためには有用です。兄弟であっても、どこにどんな財産があるかを把握しているという方は皆無に近いのではないでしょうか。お兄さんはご自身がおひとりさまであり、あなただけが法定相続人であることを認識していらっしゃると思うので、少しずつ相続の話をしていく関係性を作つておいた方がよいでしょう。その際に、手続が大変になるから、相続財産の一覧表は作成しておいてとだけ伝えると、俺の財産を狙っていると誤解をされ、関係性が悪くなることも考えられます。お兄さんの意思を尊重したいので、自分の財産を死後にどうしたいのか（寄付したい団体などがあるのか）という点も含めて、遺言書に記載をしてほしいという伝え方であれば、少しはハードルが下がるかもしれません。

残される相続人にしてみれば、来るべき時に備えて、被相続人には相続財産の整理などをしてほしいと思うところですが、被相続人にしてみれば、相続人が自分が死ぬのを待っているようで、腹立たしいというところがあるようです。最初の話の持つていき方を間違えると、骨肉の争いに発展し、絶縁状態になるケースもありますので、相手の気持ちを考えながら、少しずつ相続について、話ができるようにしていけるとよいですね。

31 おふたりさまがお互いに財産を全部相続させたいときはどうすればいいの？

Q

おふたりさまの私たち夫婦には、それぞれ弟が1人ずついます。両親はいずれも他界しています。このような状況で、私も妻も、自分が先に死んだら、相手に全財産を相続させたいと考えています。どうしたらよいですか？



A

それぞれ、相手に全財産を相続させる旨の遺言書を作成しておくことが考えられます。

◆法定相続人・法定相続分について

ご質問のケースで、仮に遺言書を作成することなく、最初にあなたがお亡くなりになった場合の法定相続人は、あなたの妻と（民890）、あなたの弟となり（民889①二）、その相続割合は、あなたの妻が4分の3、あなたの弟が4分の1となります（民900三）。

一方、遺言書を作成することなく、最初にあなたの妻がお亡くなりになった場合の法定相続人は、あなたと、あなたの妻の弟となり（民889①二）、その相続割合は、あなたが4分の3、あなたの妻の弟が4分の1となります（民900三）。

◆遺言の活用について

あなたやあなたの妻が、相手に自分の全財産を相続させるための方法としては、その旨を記載した遺言書を作成しておくことが考えられます。

◆遺留分について

兄弟姉妹を除く法定相続人には、遺留分、すなわち、被相続人（亡くなつた方）の財産から法律上最低限の取り分が保障されています（民1042①）。遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合（この場合は法定相続分の3分の1）を除き、法定相続分の2分の1とされています。

もっとも、ご質問のケースの場合、想定される法定相続人は、それぞれの配偶者と、弟のみであるところ、兄弟姉妹には遺留分は保障されません。あなたやあなたの妻は、それぞれの弟の遺留分に配慮することなく、相手に全財産を相続させる旨の遺言書を作成しておくことで、相手に全財産を相続させることができます。

57 おひとりさまの遺産が自宅のみで、相続人が誰も取得を希望しない場合はどうなるの？

Q

母は20年前に亡くなっており、父も先日亡くなりました。父の兄（私の伯父、86歳）はまだ存命です。私は二人姉妹なのですが、2人とも海外で暮らしており、父は晩年は一人暮らしでした。実家は老朽化が激しく、場所も田舎で土地の売却先も簡単に見つかりそうにないため、実家の土地・建物は相続したくないと思っています。どうしたらよいでしょうか？



A

相続放棄も考えられますが、管理責任等との関係で最終的には一定の費用負担が避けられない可能性があります。

◆相続放棄の効果

ご質問のように、実家の土地・建物を相続したくないというときには、相続放棄をすることが考えられます。自己のために相続が開始したことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をすることで（民915本文）、相続放棄をした人は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます（民939）。

相続人一部の方が相続放棄した場合は、その方を相続人から除いた上で、法定相続人を考えることになります。そのため、ご質問のケースでは、ご質問者を含む姉妹が共に相続放棄をすると、伯父が唯一の法定相続人と

なり、実家の土地・建物を相続することになります。各自の判断で考えるということであればよいのですが、思いがけず相続人になることで、伯父さんが困ってしまう可能性もありますので、事前に相談の上進めた方がよいと思います。

◆当初の相続人全員が相続放棄した場合

仮に、ご質問者の姉妹に加えて、伯父も相続放棄をし、相続人がいなくなつた場合には、相続人が不在のままで実家の土地・建物が物理的に残るという事態が発生します。

相続人が不在の場合には、実家の土地・建物は国庫に帰属するというものが民法上の抽象的な帰結ですが、実際には、それほど単純ではありません。相続人が相続放棄をした場合にも、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければなりません（民940①）。

また、相続財産が最終的に国庫に帰属するには、相続財産清算人の選任を行い清算を行うことが前提になっています（民951～959）。そもそも相続財産清算人の報酬その他の実費自体が貰えないようだと、相続財産清算人の選任自体が難しくなるため、申立人において一定の費用負担の下で、相続放棄を行うかどうかを判断していくことになります。

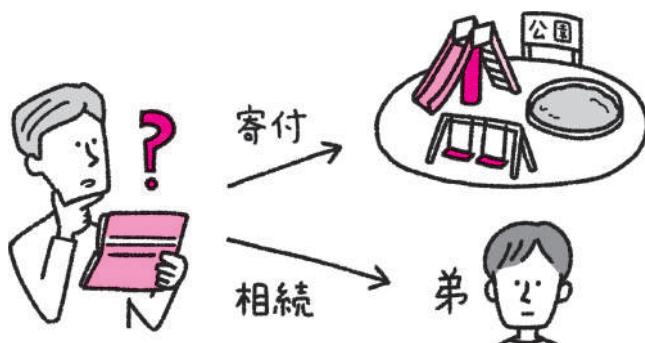
なお、相続財産が土地の場合には、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」という法律により一定期間の管理費相当の負担金を支払って、土地を国庫帰属させる制度があります。審査・承認を受ける必要がありますが、土地によっては検討の余地があるかもしれません。

83 おひとりさまが死後に財産の一部を住んでいる自治体へ寄付したら相続税はどうなるの？

Q

おひとりさまの私には弟がいますが、私の死後は財産の一部を生まれてからずっと住んでいる自治体へ寄付し、最後の社会貢献をしたいと考えています。

この場合、寄付した財産は相続税の計算上、どのようになるのでしょうか？



A

自治体へ遺言により寄付した場合には、寄付した財産は相続財産に含めなくてよいことになっています。仮に弟が相続した財産を、自治体へ寄付した場合でも、一定の要件を満たすと寄付した財産は相続税の計算上、非課税となります。

◆遺言により自治体へ寄付した場合は、相続税が減少

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して課税される税金なので、自治体には課税されません。遺言により自治体等へ寄付をした財産は、相続財産に含まれないこととなるため、相続税は減少します（相続1の3）。

◆相続人が相続財産を自治体へ寄付した場合も、相続税が減少

遺言書がなかった場合でも、相続人が故人の遺志を考え、自発的に自治体へ寄付するケースも考えられます。相続人が相続財産を相続税の申告期限までに自治体等へ寄付した場合には、次のようなメリットがあります。

① 寄付した財産については、相続税が非課税

寄付した財産については、相続税の計算上非課税となります（措法70①）。もっともこの規定の適用を受けるには、相続税の申告書にこの規定の適用を受ける旨を記載し、自治体からの証明書等を添付して申告しなければなりません。証明書の発行には時間が必要なこともありますので、相続税の申告期限に間に合うよう余裕を持って行動するとよいでしょう。

② 所得税の寄付金控除が受けられる

寄付した財産は、相続人の所得税の確定申告で、寄付金控除を受けることができます（所税78）。

所得税の寄付金控除は、寄付した金額から2,000円を控除した金額（所得の40%が上限）が所得金額から控除されます。

◆自治体への寄付には税務上のデメリットはない

自治体等への寄付は、相続税が減少するという税務メリットを享受できる一方、これといった税務上のデメリットはないので、税負担を気にすることなく寄付の是非を検討することができます。



新日本法規

目 次

第1章

相続の基礎知識

第2章

おひとりさま・おふたりさまの相続人や相続分

第3章

おひとりさま・おふたりさまの終活

第4章

おひとりさま・おふたりさまの相続手続

第5章

おひとりさま・おふたりさまの相続税